

吉田国有林外森林整備事業（造林）

閲 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. （案）森林整備事業請負契約書
3. 作業仕様書
4. 図面（縮尺1/200,000、1/20,000、1/5,000）
5. 契約情報の公表

島根森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。

5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
- （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- （7）入札金額の記載を訂正した入札書
- （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)

要割印
収入印紙

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 吉田国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 島根県安来市 吉田国有林外
- 3 事業量 別紙 可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年11月16日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙可分事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- [注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方
税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に
10/110を乗じて得た額である。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除 の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	コンテナ苗用	5セット	島根森林管理署	別途指示
侵入防止網	PE、長さ50m	3巻	島根森林管理署	別途指示
スカートネット	PE、長さ50m	5巻	島根森林管理署	別途指示

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る令和7年度の部分払は行わない。
- (3) 契約約款第38条は、別紙可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (4) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担は別紙1のとおり。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり。
- (6) 下刈折損の損害賠償については、別紙3のとおり。
- (7) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (8) その他特記仕様書は別紙4のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月14日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 島根県松江市向島町134-10
分任支出負担行為担当官

氏 名 島根森林管理署長 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

別紙 1

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

第 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

可 分 事 業 内 訳 書

可分作業区分	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要	
松江・横田担当区	地拵	契約日の翌日から 令和８年11月16日まで	吉田 3㍻2		1.05ha	全刈筋置	
			吉田 3㍻3		1.34ha	全刈筋置	
			吉田 4㍻		2.18ha	全刈筋置	
		小計				4.57ha	
	植付	契約日の翌日から 令和８年11月16日まで	吉田 3㍻2		1.11ha	ヒノキコンテナ苗 2,220本	
			吉田 3㍻3		1.52ha	ヒノキコンテナ苗 3,040本	
			吉田 4㍻		2.41ha	ヒノキコンテナ苗 4,820本	
		小計				5.04ha	
	防護柵設置	契約日の翌日から 令和８年11月16日まで	吉田 3㍻2・3㍻3		1.03km	立木併用区間：127m 立木：19本　支柱：13本	
			吉田 4㍻		1.08km	立木併用区間：441m 立木：88本　支柱：23本	
		小計				2.11km	
	大田担当区	下刈	令和８年7月1日から 令和８年11月16日まで	佐比売 12に		1.00ha	全刈6年生　1回刈
	川本担当区			栃谷 302ぬ		1.10ha	全刈2年生　1回刈
浜田担当区	柿木山 288わ				0.93ha	全刈5年生　1回刈	
	小計				3.03ha		
地　　拵　　合計					4.57ha		
植　　付　　合計					5.04ha		
防護柵設置　合計					2.11km		
下　　刈　　合計					3.03ha		

別紙 2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の 3 に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢 1 年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府 県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契 約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

作業仕様書総則

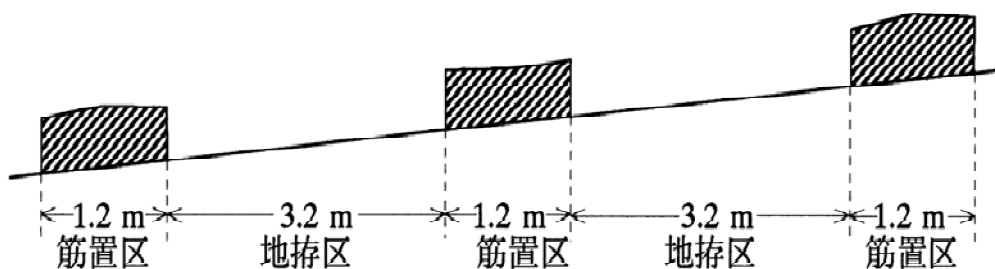
- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

地拵仕様書（全刈）

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 刈払物、末木枝条を植付の支障とならない程度に、整理する（地拵区）
- 3 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の保残）

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 5 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（その他）

- 6 その他技術的事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書

(マルチキャビティーコンテナ苗)

(植栽箇所の確認)

- 1 主伐と植付を一括契約した場合、伐採終了後直ちに監督職員の確認を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
ヒノキ	2, 0 0 0 本／h a

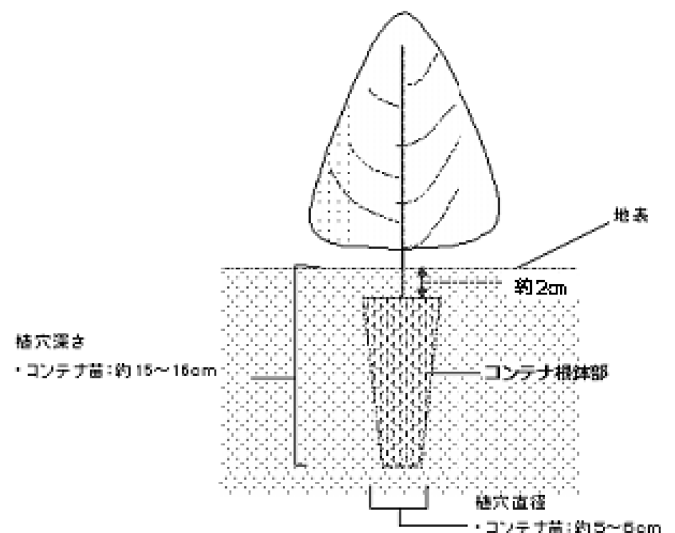
- 3 植付は等高線方向に水平方向に沿って行う。
- 4 無地拵の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は 2.20m とする。

(植付要領)

- 5 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 6 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 7 植栽器具を植付地点に挿し込み、コンテナ苗は直径約 5～6cm、深さ約 15～16cm の植穴をつくる。
- 8 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙 がある場合は土を入れる。）
- 9 踏付けは、体重を適度に掛け、根鉢と土を密着させること。
- 10 コンテナ苗根鉢の上端より 2cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

- 11 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。
- 12 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 13 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書 (マルチキャビティコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	備考
ヒノキ	2年生	30cm 以上	3.5mm 以上	10,080本	150cc
計				10,080本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2、3の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

下刈仕様書（全刈）

（刈払上の注意等）

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

（その他）

- 5 その他技術的事項等に関しては、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図 1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図 1)
- 5 カがかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図 2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径 **6cm** 以上で傾きのない根張り の良い木を利用するものとする。
- 7 本体ネットは、結束バンドを使用して、上張り・下張りロープに括りつけることとし、その間隔は 0.44m とする。

(ネット下部の固定)

- 8 ネットと地面とに隙間をつくらないう、アンカーでネットの下部や押さえロープを固定する。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。
(ネットの張り具合)
- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネット については若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

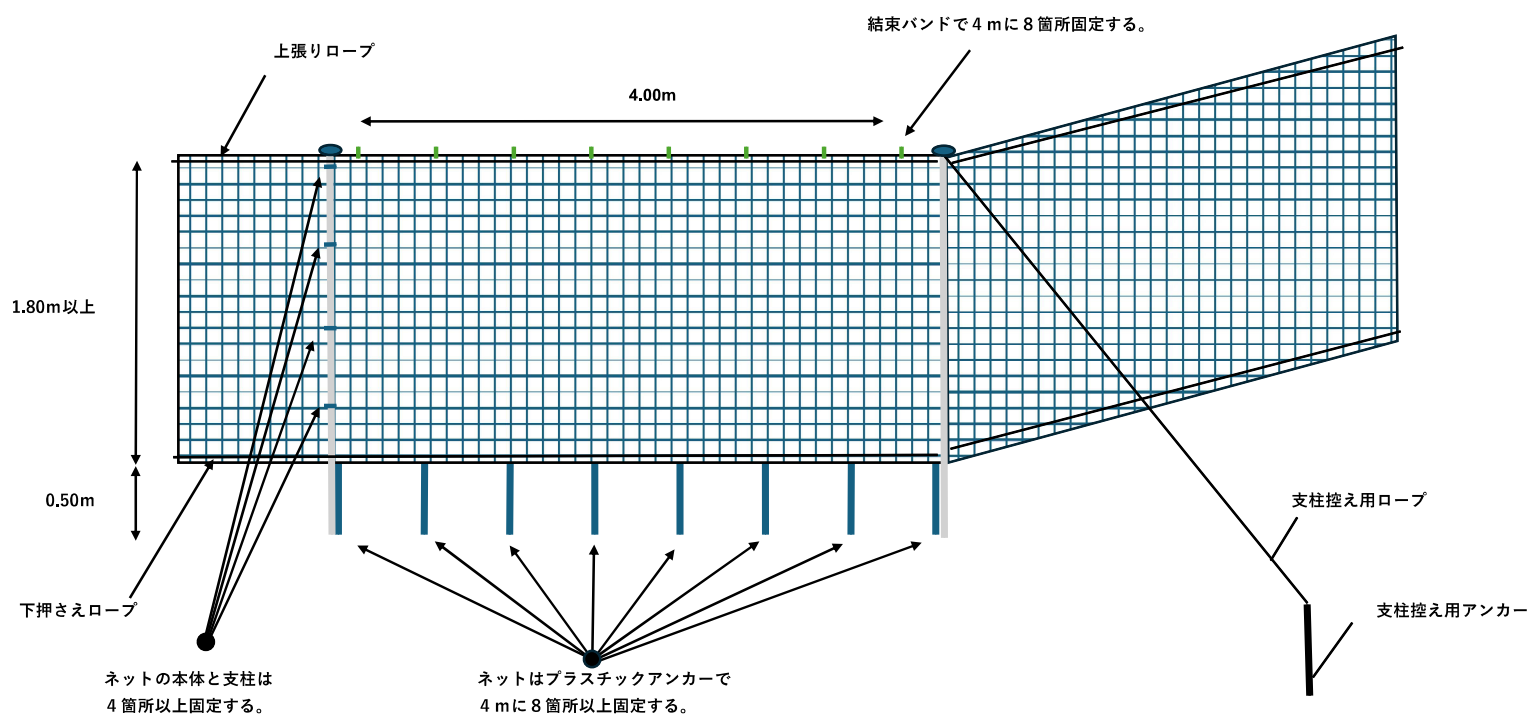
(スカートネット)

- 13 スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約 **0.45m** 部に、約 0.5m 間隔で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約 0.9 m 離して約 1m 間隔でアンカーにより、隙間ができないよう固定する。(別図 3)

(出入り口)

- 14 出入り口は、監督員と相談のうえ適宜設置すること。

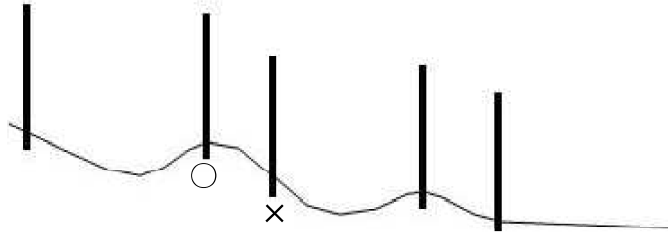
防護柵設置図



(別図 1)

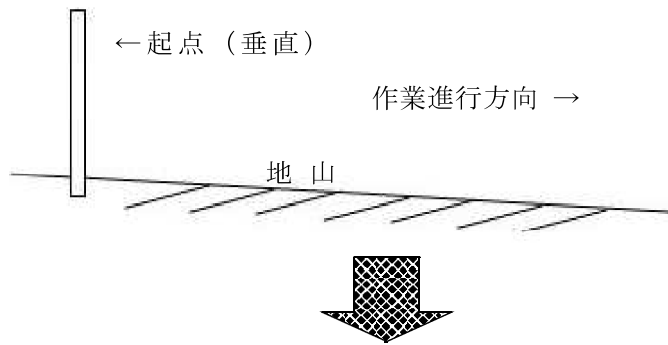
支柱の設置箇所

(支柱の間隔は基本 3 m、地形に応じて 3 m 以下)

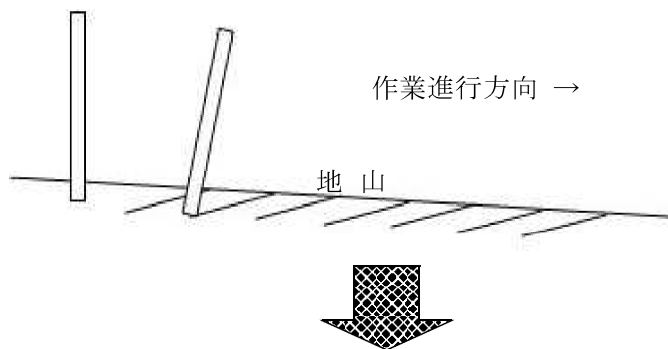


支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

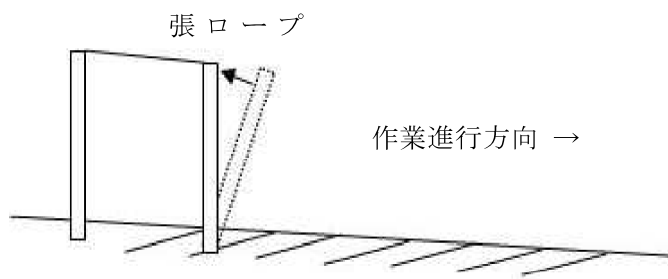
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



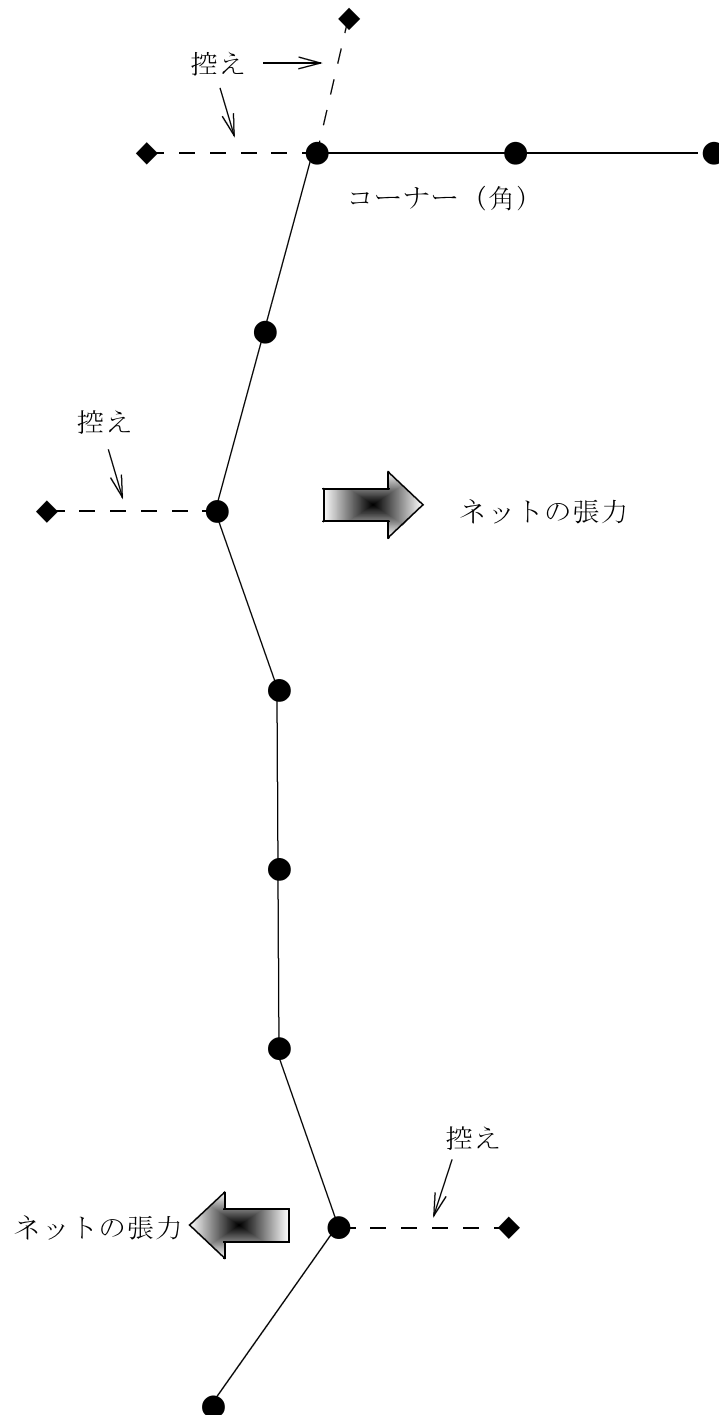
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

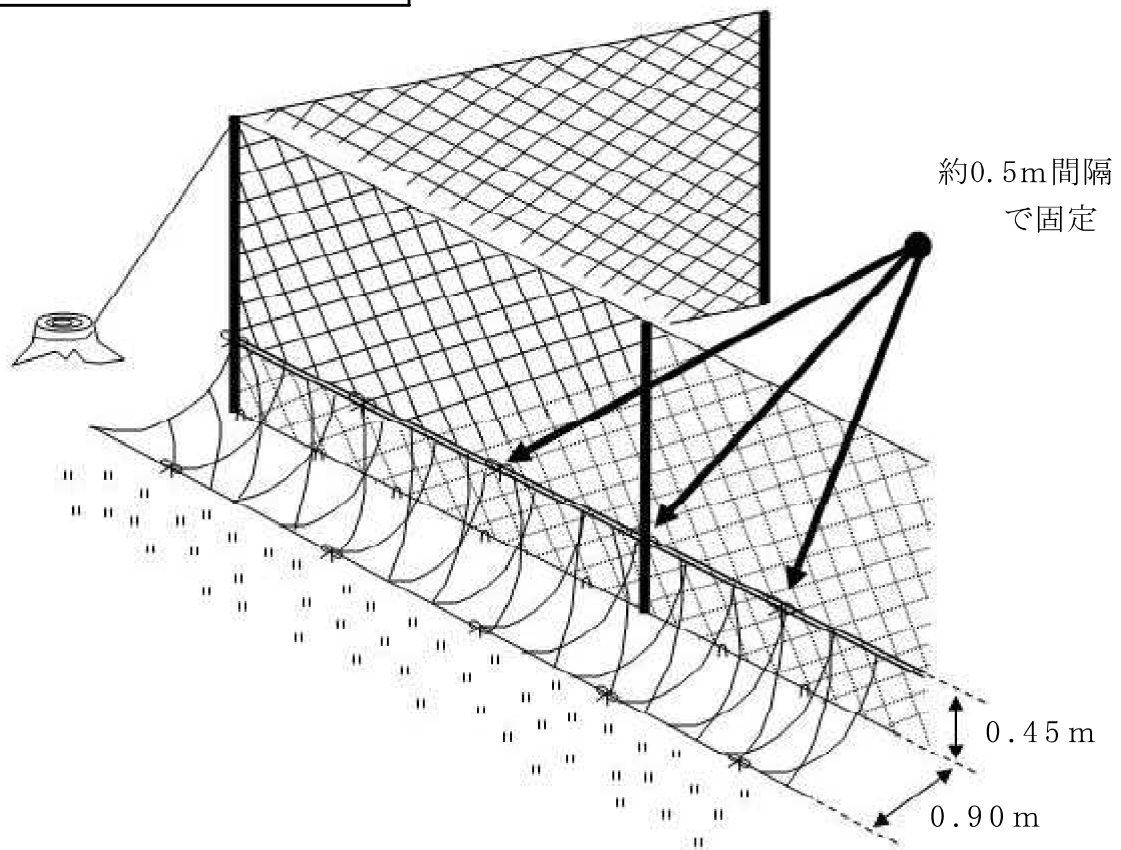
(別図2)

控えロープの設置方法

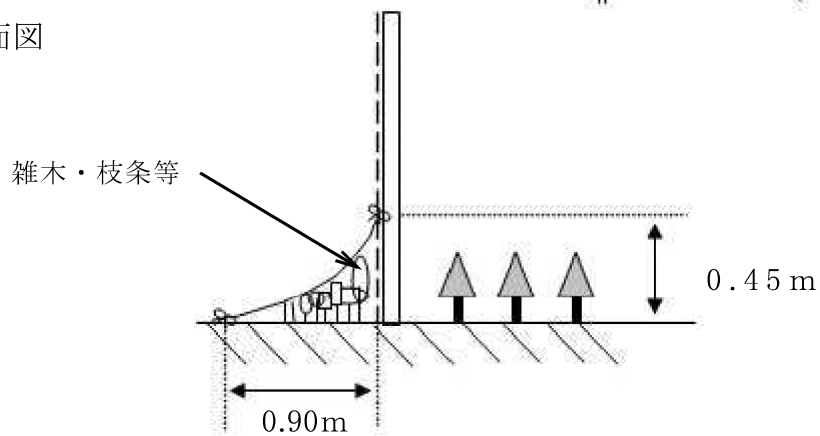


(別図 3)

スカートネット設置状況図



側面図

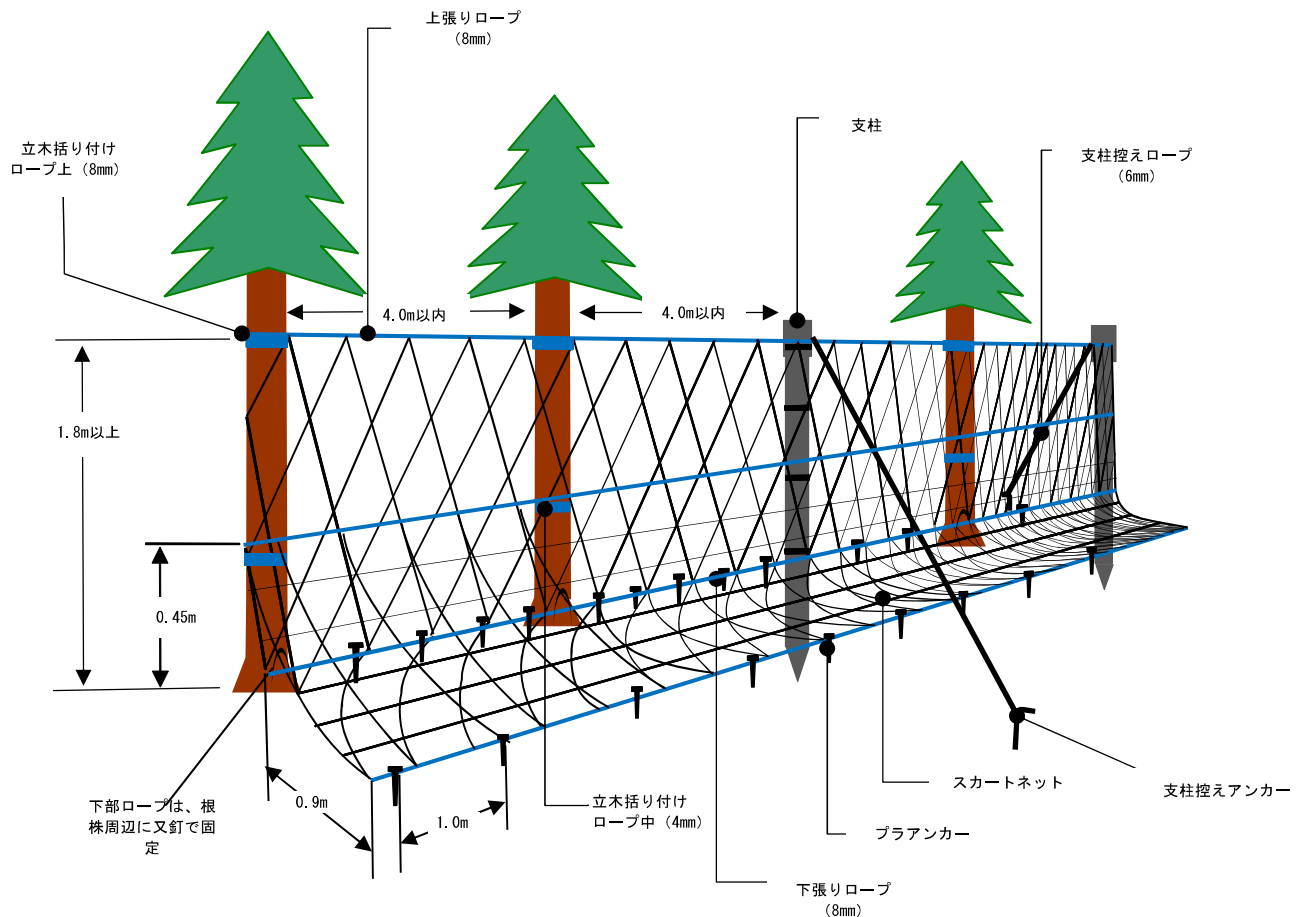


- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約45 c m部に、約0.5m間隔（3mに6カ所）で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約0.9m離して約1 m間隔でアンカーにより、隙間ができないように固定する。
- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

防護柵設置特記仕様書及び標準図（立木及び支柱利用）

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、防護柵設置仕様書6を基本とすること。
- 3 立木の間隔は、4 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が4 m以上になる場合に設置することを基本とし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所、ロープで固定すること。
また、下張りロープは、根株周辺で又釘にて固定すること。
- 6 スカートネット、ネット、ネットかがりロープは、結束バンドで固定すること。
また、結束バンド間の距離は、50cm程度とすること。
- 7 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 8 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

【標準図】



防護柵購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	全体数量	備考
侵入防止網	PE、網目：16mm目合、高さ：2.0m以上、長さ50m 同等かそれ以上	40巻	支給材料：3巻
侵入防止網用上張りロープ	PP又はPEロープ、径 8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	43巻	(2110m)
侵入防止網用下張りロープ	PEロープ、径 8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	43巻	
支柱	FRP製・厚さ3.0mm、径33mm、長さ1.9m以上 同等かそれ以上	442本	
支柱（基礎部）	FRP製・厚さ6.0mm、径26mm、長さ1.0m以上 同等かそれ以上	442本	
支柱キャップ	ロープ止め付	442個	
固定アンカー	長さ430mm以上（劣化しにくいもの）	4642本	
鉄又釘(下部ロープ固定用)	1.65mm(#16)×25mm 0.9g/個	220個	
スカートネット	PE、網目：50mm目合、幅：1.35m、長さ50m 同等かそれ以上	36枚	支給材料：5巻
上張りロープ（スカートネット用）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	39巻	
下張りロープ（スカートネット用）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	39巻	
固定アンカー（スカートネット用）	長さ430mm以上（劣化しにくいもの）	2321本	
支柱控えロープ	PEロープ 径6mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	10巻	
支柱控えアンカー	L型異形鉄アンカー径 10mm以上、長さ600mm以上 同等かそれ以上	221本	
結束バンド	200mm以上 耐候性	160袋	(100本入)
括りつけロープ（上）	PEロープ 径8mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	4巻	
括りつけロープ（中）	PEロープ 径4mm以上 長さ55m 同等かそれ以上	4巻	
支柱沈込防止用 留め具	支柱の沈み込みを防止出来るもの	442個	

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

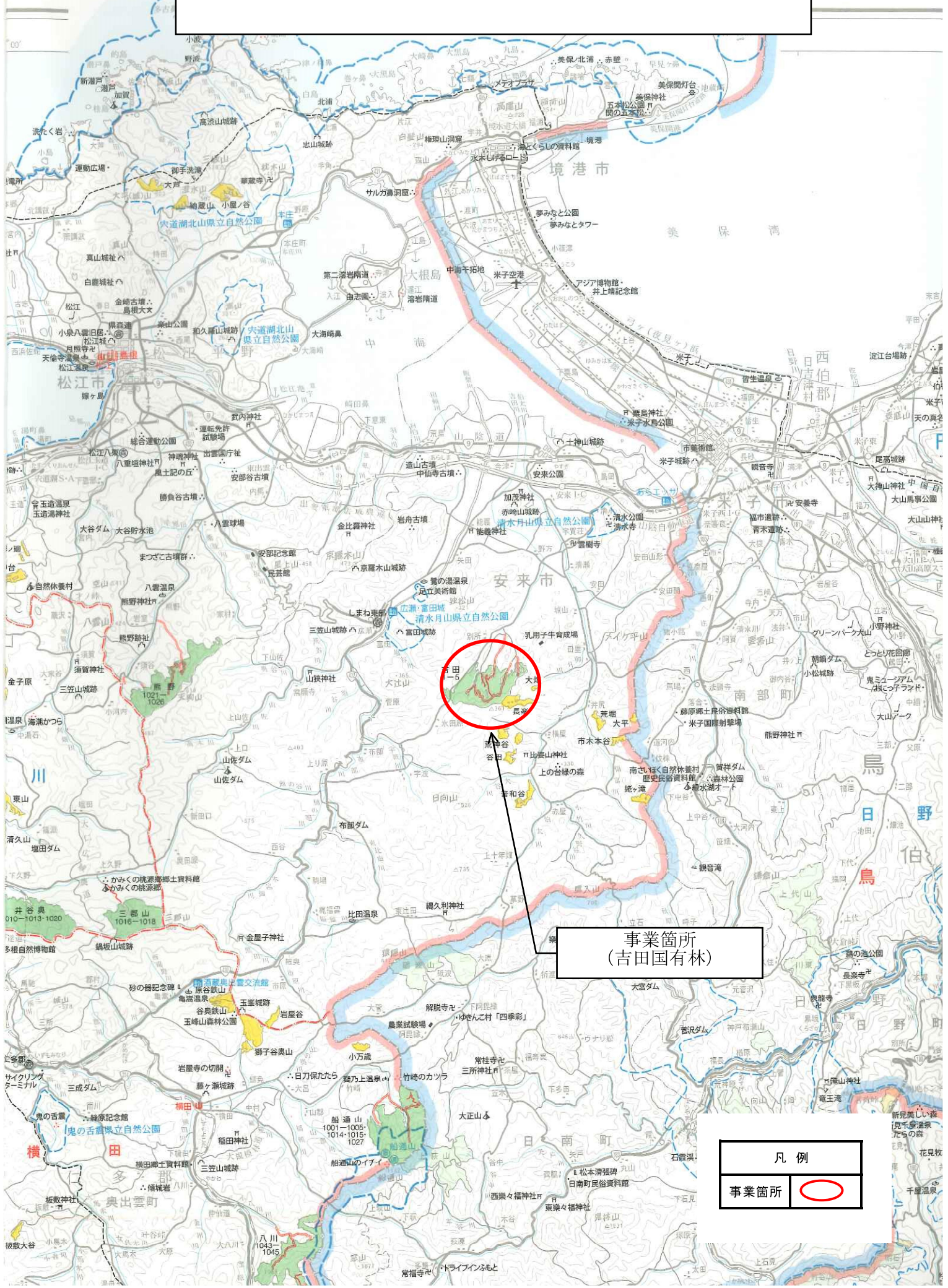
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

5. 指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等の写しを監督職員に必ず提出すること。

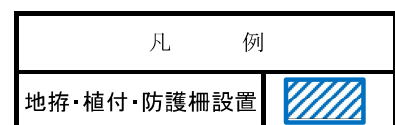
6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

請負箇所位置図
事業名：吉田国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県安来市 吉田国有林3は2林小班外
縮尺：1/200,000



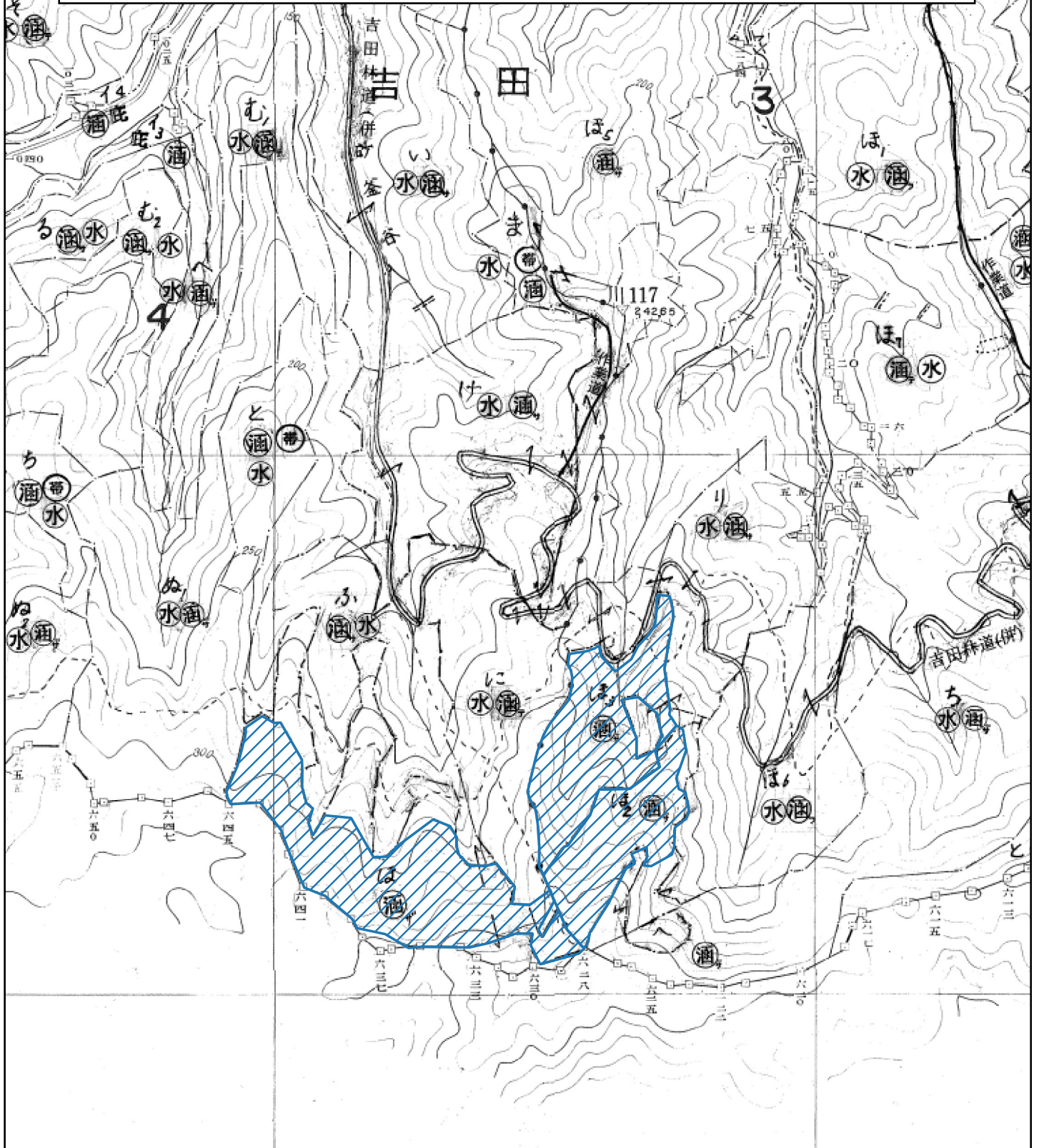
凡 例	
事業箇所	

事業名：吉田国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県安来市 吉田国有林3区2林小班外
作業種：地拵・植付・防護柵設置
縮尺：1/20,000



請負箇所位置図

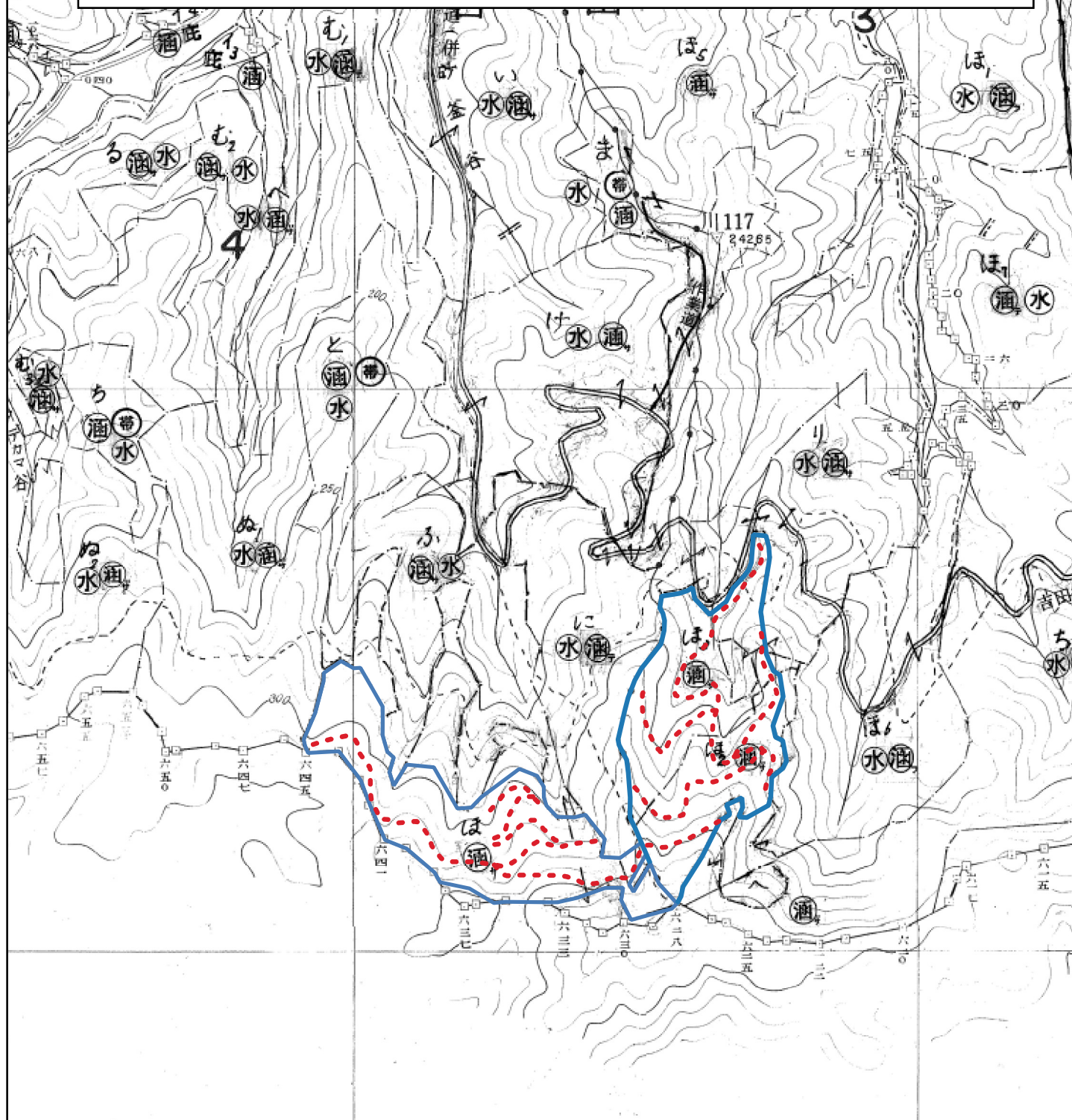
事業名：吉田国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県安来市 吉田国有林3ほ2林小班外
 作業種：植付
 縮尺：1/5,000



凡 例	
植付	

請負箇所位置図

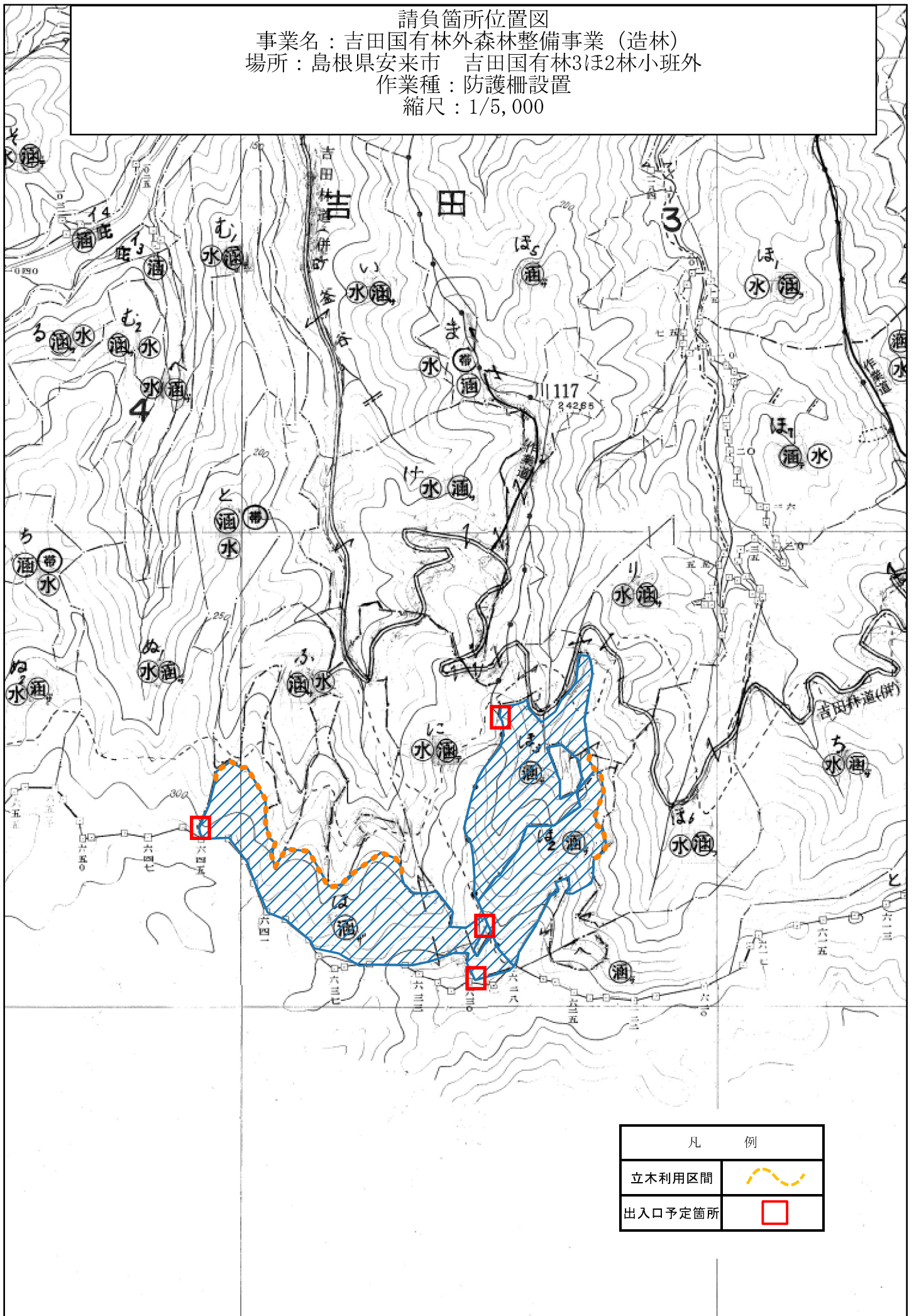
事業名：吉田国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県安来市 吉田国有林3ほ2林小班外
 作業種：地拵
 縮尺：1/5,000



凡 例	
地拵区域	
地拵除外地 (森林作業道)	

請負箇所位置図

事業名：吉田国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県安来市 吉田国有林3ほ2林小班外
 作業種：防護柵設置
 縮尺：1/5,000



凡 例	
立木利用区間	
出入口予定箇所	